

危険物製造所等軽微変更届出書

変更許可を必要としない軽微な変更をしようとするときは、当該変更の工事を開始する日の10日前までに危険物製造所等軽微変更届出書を管理者に提出しなければなりません。ただし、当該工事の内容が極めて軽微である場合は、この限りではありません。

添付書類	変更する工事の内容が確認できる書類（2部） 工事期間及び工事中の安全対策が確認できる書類（2部）
提出時期	工事を開始する日の10日前
提出者	所有者、管理者又は占有者
受付窓口	危険物施設の所在する場所の所轄消防署、支署（出張所、分遣所を除く。） 予防・危険物担当係です。 ●所在地等 消防署（支署）所在地一覧は、「当組合ホームページ」総務欄をクリックしてご覧ください。
注意事項	1 届出者の押印が必要です。 2 危険物の品名が多く、所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載してください。 3 提出部数は2部ずつです。
根拠法令	西胆振行政事務組合危険物規制規則第7条第1項 消防法第11条第1項後段の規定による変更許可を必要としない軽微な変更をしようとするときは、当該変更の工事を開始する日の10日前までに危険物製造所等軽微変更届出書（別記様式第15号）を管理者に提出しなければならない。ただし、当該工事の内容が極めて軽微である場合は、この限りでない。

別記様式第15号 (第7条関係)

危険物製造所等軽微変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日			
西胆振行政事務組合 管理者		様	
届出者 住所 伊達市〇〇町〇〇番地〇〇 (電話 〇〇-〇〇〇〇) 氏名 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印			
設置者	住所	伊達市〇〇町〇〇番地〇〇	電話 〇〇-〇〇〇〇
	氏名	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	
設置場所		伊達市〇〇町〇〇番地〇〇	
製造所等の別		取扱所	貯蔵所又は 取扱所の区分 給油取扱所
許可年月日 および許可番号		平成2年11月10日 設許 第27号	
危険物の類、品名 および最大数量		第4類第1石油類 (ガソリン) 10,000 第4類第2石油類 (灯油・軽油) 10,000	指定数量 の倍数 60倍
変更内容		固定給油設備修理のため、代替え固定給油設備の設置。	
変更理由		経年劣化のため	
着工予定期日		平成〇〇年〇〇月〇〇日	完了予定期日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。